

昭和三十一年国家公安委員会規則第五号

皇宮護衛官の服制に関する規則

皇宮護衛官の服制及び服装に関する規則を次のように定める。

皇宮護衛官の服制については、別表に定める皇宮護衛官章を除き、警察官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）の規定を準用する。この場合において、同規則第三条中「警察庁長官（以下「長官」という。）又は警視總監若しくは道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）とあり、並びに第八条及び別表中「長官又は警察本部長」とあるのは「皇宮警察本部長」と、同表中「警視監」とあるのは「皇宮警視監」と、「警視長」とあるのは「皇宮警視長」と、「警視正」とあるのは「皇宮警視正」と、「警視」とあるのは「皇宮警視」と、「警部」とあるのは「皇宮警部」と、「警部補」とあるのは「皇宮警部補」と、「巡查部長」とあるのは「皇宮巡查部長」と、「巡查」とあるのは「皇宮巡查」と、同表の一の制服の項中「警察庁にあつては警察庁、都警察にあつては警視庁、道府県警察にあつては道府県の名称」とあるのは「皇宮」と、同表の一の識別章の項中「警察庁にあつては警察庁、都警察にあつては警視庁、道府県警察にあつては道府県警察の名称」とあるのは「皇宮警察」とそれぞれ読み替えるものとする。

附則抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(従前の規則の廃止)

2 皇宮護衛官の服制に関する規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第九号）は、廃止する。

附則（昭和四十二年六月一日国家公安委員会規則第五号）  
この規則は、昭和四十二年七月一日から施行する。

附則（昭和四十二年八月二三日国家公安委員会規則第四号）  
この規則は、昭和四十三年八月二十三日から施行する。

附則（平成五年二月一七日国家公安委員会規則第一四号）  
この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成六年七月一三日国家公安委員会規則第二三号）抄

附則（平成六年七月一三日国家公安委員会規則第二三号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年七月五日国家公安委員会規則第一八号）抄

1 この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

附則（平成二十七年二月一四日国家公安委員会規則第二二号）抄

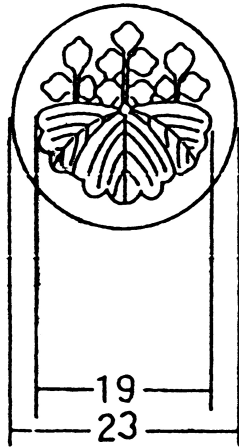
(施行期日)  
1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

別表

皇宮護衛官章は、制服の襟元、活動服及び防寒服の両襟部に付ける。

皇宮護衛官章は、制服の襟元、活動服及び防寒服の両襟部に付ける。

数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。



皇宮護衛官章は、制服の襟元、活動服及び防寒服の両襟部に付ける。